

埼玉県卓球バレー協会

会 則



第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、埼玉県卓球バレー協会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を埼玉県春日部市大場1205番地4 NPO法人
ぱっそ に置く。

(目的)

第3条 この会は、埼玉県における卓球バレーの普及を図るとともに、卓球バレー愛好者及び指導者の技術向上と親睦を図ることを目的にする

(非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 卓球バレーを普及する講習会等の開催
 - ② 卓球バレー大会の開催
 - ③ 卓球バレー公認審判員の養成及び認定
 - ④ 卓球バレー愛好者及び指導者の親睦事業
 - ⑤ その他、目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) チーム正会員 この会の目的に賛同して入会したチーム

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込

むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員であるチームが消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(休会)

第10条 会員が代表理事に休会を申し出て、代表理事がこれを認めた場合は次年度を休会扱いに出来る。この場合、次年度の会費は請求しない。

2 会員は次年度以降も休会の継続を望む場合は、都度、代表理事に申し出るものとする。ただし、休会を適用できるのは連続する3年間を限度とする。

3 会員が休会から復帰を希望する場合は、その旨を代表理事に申し出ることにより休会扱いが解消される。なお、復帰後は再び休会を申し出ることには出来ない。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、会則等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第14条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以下とし次の中から選任する。
 - 1号理事 埼玉県内の地域ブロック代表者。
 - 2号理事 総務部長、審判部長、普及部長及び財務部長

- (2) 監事 1人以上2人以下とする。
- 2 第6条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。
 - 3 1号理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 5 代表理事及び副代表理事は、1号理事による互選とする。
 - 6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 7 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この会を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、会の業務について、この会を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、並びに、この会の財産の状況について、理事会に出席し、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明

の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反やその他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(その他 専門員)

第20条 この会の事務を処理するため、この会に顧問、専門部員、他団体派遣専門員を置くことができる。

- 2 顧問、専門部員、他団体派遣専門員は理事会が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第21条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、第6条の会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の3分の2以上が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第28条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 第20条に規定された顧問、専門部員、他団体派遣専門員の任免
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 監事は、第15条5項の職務を行うとき、理事会に出席できる。
- 5 理事会が必要と認めるとき顧問及び他団体派遣専門員並びに正会員に、理事会への出席を求め意見を聞くことができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業年度)

第42条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

(事業計画及び予算)

第43条 この会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第45条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第46条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 解散のときに存する残余財産の帰属については、総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第47条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第8章 雑則

(施行細則)

第48条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、この会の成立の日（平成28年5月15日）から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	埼玉県北葛飾郡松伏町田中2-24-8 岩田 茂
副代表理事	山田幸司
〃	武藤建一
理事	宇原千枝子
〃	影山勇夫
〃	鈴木 章
監事	沖田啓輔
〃	佐伯加寿美
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、この会則の規定にかかわらず、成立の日から平成30年4月30日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び活動予算は、この会則の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、この会則の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の入会金及び会費は、この会則の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人正会員
 - ① 入会金 1000円
 - ② 年会費 1000円
 - (2) チーム正会員（チームのメンバーに人数制限は設けない）
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 1000円

附 則

- 1 この会則の一部改正は、平成30年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この会則の一部改正は、令和3年4月30日から施行する。
(第2条 この会の主たる事務所を埼玉県北葛飾郡松伏町田中2丁目24番8
NPO法人ぱっそ に変更)
(第13条 2号理事に財務部長を追加)

附 則

- 1 この会則の一部改正は、令和4年4月30日から施行する。
2. NPO法人ぱっそ の移転に伴い、第2条（事務所）中の当協会の主たる事務所

住所を埼玉県春日部市大場1205番地4 NPO法人ぱっそ に改める。

3. 会則の第9条（会員の資格の喪失）と第10条（退会）の間に、新たに第10条（休会）を規定し、第10条（退会）を第11条（退会）に条番号を修正するとともに以降の条番号を修正する。
4. コンプライアンス強化の観点から、第6条（会員の種類）に第2項第1号～第5号の規定を追加するとともに第7条（入会）第1項を削除する。また、第14条（役員の種類、定数及び選任等）に第2項の規定を追加する。

以上